

平成27年6月3日

新たに志摩線10駅および西信貴ケーブル高安山駅でICカードサービスを導入！
近鉄の鉄道全駅（生駒ケーブルを除く）でPiTaPa、ICOCAなど
ICカードをご利用いただけるようになります。

近鉄では、平成27年8月1日（土）までに、志摩線の10駅と西信貴ケーブル（西信貴鋼索線）高安山駅に、ICカードサービスを導入します。これにより、生駒ケーブル（5駅）を除く、鉄道全281駅でPiTaPa、ICOCAほか全国相互利用サービス対象の交通系ICカードのご利用が可能となり、志摩地区や信貴山へのお出かけがこれまで以上に便利になります。

詳細は以下のとおりです。

1. 対象駅と開始日

路線名	駅名	開始日
志摩線	上之郷、穴川、志摩横山、志摩神明	平成27年6月24日(水)
	船津、加茂、松尾、白木、五知、沓掛	平成27年8月 1日(土)
西信貴鋼索線	高安山	

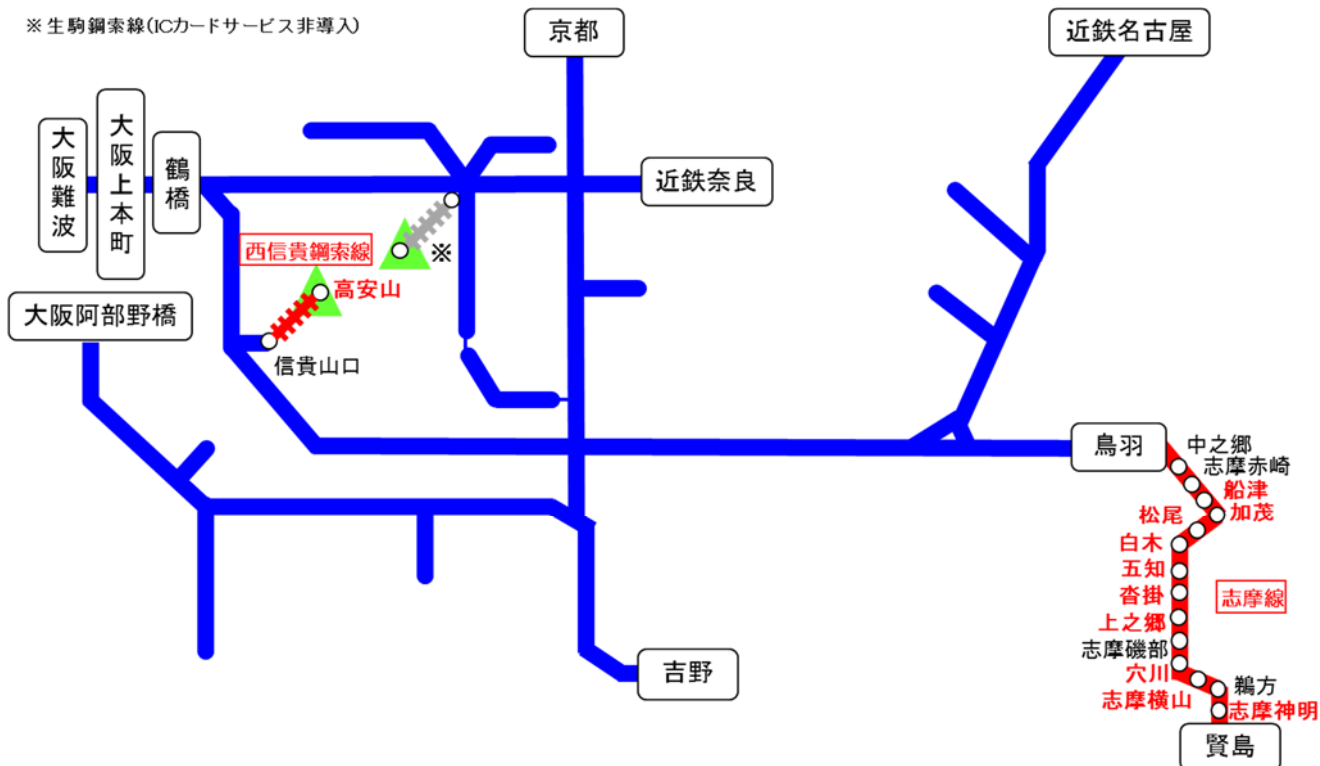
2. その他

- (1) 新たにICカードを利用可能とする11駅が発駅または着駅となるICOCA定期券は、平成27年8月1日（土）より発売いたします。
- (2) 近鉄のICカードサービス導入路線につきましては別紙をご参照ください。

別紙

近鉄のICカードサービス導入路線（赤字は今回新たにICカードを利用可能とする駅）平成27年8月1日現在

※生駒鋼索線(ICカードサービス非導入)



※全国相互利用サービス対象の交通系ICカード

- 「Kitaca」(北海道旅客鉄道株式会社)
- 「PASMO」(株式会社パスモ)
- 「Suica」(東日本旅客鉄道株式会社)
- 「manaca (マナカ)」(株式会社名古屋交通開発機構および株式会社エムアイシー)
- 「TOICA」(東海旅客鉄道株式会社)
- 「PiTaPa」(株式会社スルッとKANSAI)
- 「ICOCA」(西日本旅客鉄道株式会社)
- 「はやかけん」(福岡市交通局)
- 「nimoca」(株式会社ニモカ)
- 「SUGOCA」(九州旅客鉄道株式会社)

※ ()内は、交通系ICカードの発行会社です。

- 「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- 「PASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。
- 「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- 「manaca」「マナカ」は、株式会社名古屋交通開発機構および株式会社エムアイシーの登録商標です。
- 「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- 「PiTaPa」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。
- 「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- 「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。
- 「nimoca」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- 「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。

以上